

支援学校 自立活動

解答についての注意点

- 1 解答用紙は、マーク式解答用紙と記述式解答用紙の2種類があります。
- 2 大問 **1**～大問 **3** については、マーク式解答用紙に、大問 **4** については、記述式解答用紙に記入してください。
- 3 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 4 大問 **1**～大問 **3** の解答は、選択肢のうちから、**問題で指示された解答番号**の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。
例えば、「解答番号は 」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号 の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 5 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 6 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、機関・団体の名称等の固有名詞や、法令や文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

1 特別支援教育に関する法令や近年の動向について、次の(1)～(8)の問いに答えよ。

(1) 次の文は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)第一条である。空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

(目的)

第一条 この法律は、 (昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらする社会の実現に資することを目的とする。

	ア	イ	ウ	エ
1	発達障害者支援法	社会生活	独立行政法人	共生
2	障害者基本法	平等権	行政機関	支援
3	発達障害者支援法	基本的人権	地方公共団体	共生
4	障害者基本法	平等権	地方公共団体	支援
5	障害者基本法	基本的人権	行政機関	共生

(2) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について(通知)」(平成29年4月 文部科学省)の(5)小学部・中学部における主な改善事項④「一人一人に応じた指導の充実」では、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障がいの特性等に応じた指導上の配慮を充実させることを示した。次に示す指導上の配慮は、特に、どの障がい種別にあたるか。正しいものを1～5から一つ選べ。解答番号は

障がいの特性等に応じた指導上の配慮	障がい種別
間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫	<input type="text" value="ア"/>
体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成	<input type="text" value="イ"/>
音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実	<input type="text" value="ウ"/>
空間や時間の概念形成の充実	<input type="text" value="エ"/>

	ア	イ	ウ	エ
1	聴覚障害	視覚障害	病弱	肢体不自由
2	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱
3	病弱	肢体不自由	聴覚障害	視覚障害
4	病弱	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由
5	視覚障害	聴覚障害	病弱	肢体不自由

(3) 次の各文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)の記述である。
次の①、②の問いに答えよ。

① 「第7章 自立活動」について、正しく述べられているものの組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 「目標」は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことである。

イ 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、リズムの特徴や曲の雰囲気を感じ取り、体を動かすことについての思いや意図をもつこと。

ウ 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。

エ 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。

オ 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。

- 1 アーウ
- 2 イーエ
- 3 アーウーオ
- 4 イーウーエ
- 5 アーイーウ

② 次の各文は、自立活動の「内容」の記述の一部である。記述中の空欄ア～オに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

1 健康の保持

2 心理的な安定

3

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	人間関係の形成	環境の把握	保有感覚	身体の動き	理解
2	個人と他者	環境の把握	保有感覚	安全な生活	理解
3	人間関係の形成	体験学習	保有感覚	安全な生活	受容
4	人間関係の形成	環境の把握	代行手段	身体の動き	受容
5	個人と他者	体験学習	代行手段	身体の動き	理解

(4) 次の各文は、「学校教育法」(平成30年6月一部改正)の「第八章 特別支援教育」の条文である。
正しいもののみをすべてあげているのはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

イ 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

ウ 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、都道府県教育委員会が定める。

エ 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

オ 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

- 1 アーイーエ
- 2 イーウーオ
- 3 アーイーエーオ
- 4 アーウーエーオ
- 5 アーイーウーエーオ

(5) 次の文は、「発達障害者支援法」(平成28年6月一部改正) 第八条の一部である。文中の空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。1～4から一つ選べ。解答番号は

国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及びの作成の推進、の防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

	ア	イ	ウ	エ
1	大学	個別の教育支援計画	個別の指導に関する計画	差別
2	中等教育学校	個別の教育支援計画	個別の指導に関する計画	いじめ
3	中等教育学校	個別の指導に関する計画	個別の教育支援計画	差別
4	大学	個別の指導に関する計画	個別の教育支援計画	いじめ

(6) 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月 文部科学省）について、次の①、②の問いに答えよ。

① 「2 学習評価の主な改善点について」、空欄ア～エに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。
1～5から一つ選べ。解答番号は

高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について、学習状況を に捉える観点別学習状況の評価と、これらを に捉える評定の両方について、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を評価する、目標に した評価として実施することを明確にしたこと。

	ア	イ	ウ	エ
1	個別的	作業的	生徒の実態	準拠
2	職業的	客観的	家庭の状況	配慮
3	個別的	総括的	家庭の状況	準拠
4	分析的	客観的	キャリア教育	配慮
5	分析的	総括的	生徒の実態	準拠

② 「3 指導要録の主な改善点について」、空欄ア～ウに当てはまる正しい語句の組合せはどれか。
1～5から一つ選べ。解答番号は

特別支援学校（知的障害）各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて を行うこととしたこと。

	ア	イ	ウ
1	生きる力	資質・能力	自由記述
2	学びの連続性	資質・能力	文章記述
3	横断的学習	資質・能力	文章記述
4	学びの連続性	改善・克服	特技の記述
5	生きる力	改善・克服	自由記述

(7) 次の各文は、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月中央教育審議会答申)のこれからの時代の教員に求められる資質能力について述べたものである。正しい記述のみをすべてあげた組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。

イ 子供たち一人一人がそれぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り開くことができるよう、これからの時代に生きる子供たちをどう育成すべきかについての目標を組織として共有し、その育成のために確固たる信念をもって取り組んでいく姿勢が必要である。

ウ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。

エ 学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応が必要である。

オ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

- 1 アーイーウ
- 2 イーウーオ
- 3 アーイーウーエ
- 4 アーウーエーオ
- 5 アーイーウーエーオ

(8) 「大阪の支援教育」(令和元年度版 大阪府教育庁)において、述べられている大阪府の支援教育の現状のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校などで、一人ひとりのニーズに応じた教育を行っている。
- 2 平成30年度の大阪府における小・中・義務教育学校への支援学級設置校率は、他府県と比較して高い。
- 3 支援学校(小・中学部)に在籍する児童生徒は、支援学級に在籍する児童生徒より多い。
- 4 学齢期の子どもが減少しているが、支援学校・支援学級に在籍する児童生徒は増加している。
- 5 障がいの重度・重複化など、障がいのある子どもの教育を取り巻く状況の変化に伴い、幼児児童生徒や保護者の意識やニーズが多様化している。

2 特別支援教育や障がいに関する次の(1)～(9)の問いに答えよ。

(1) 次のア～ウは、子どものアセスメントのための検査法について説明したものである。それぞれの検査法の名称を1～5から一つ選べ。

アの解答番号は イの解答番号は ウの解答番号は

ア 日本版では2歳から7歳半の自閉症幼児に対し、I E P（個別教育計画）の目標を設定するためのアセスメントツールである。採点方法は合格、不合格の間に芽生え反応という段階を設けており、その芽生え反応をI E Pの指導目標とする。

イ 養育者や指導者が記入する質問紙検査である。「身辺自立」「移動」「作業」「意志交換」「集団参加」「自己統制」の各領域ごとの社会生活年齢（S A）と全体の社会生活年齢および社会生活指数（S Q）から評価する。対象年齢は1歳から中学生程度である。

ウ 0歳から7歳の子どもの日常生活に現れる行動から発達をとらえる質問紙検査である。質問は「運動」「探索」「社会」「生活習慣」「言語」等の領域ごとに用意されており、各質問の通過・未通過を評定することで、全般的な発達水準と領域ごとの発達水準から発達の偏りを評価できる。

- 1 乳幼児精神発達診断法
- 2 PEP-3
- 3 CARS
- 4 KIDS乳幼児発達スケール
- 5 新版S-M社会生活能力検査

(2) 大阪府における障がい者手帳の交付についての記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 身体障がい者手帳は、障がいの程度により1級から6級までの区分がある。
- 2 療育手帳は、知的障がいの程度によってA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分がある。
- 3 療育手帳は、更新申請の際に再判定を受ける必要がある。
- 4 大阪府では障がい者手帳交付事務について、希望する市町村に権限移譲を行い、移譲した市町村においては、これまで大阪府が交付した手帳は無効となる。
- 5 精神障がい者保健福祉手帳の有効期限は2年である。

(3) 「ICFについて」(独立行政法人 国立特殊教育総合研究所 平成18年5月)で述べられている ICFの各要素の定義について、空欄ア～ウに入る正しい語句はどれか。1～5から一つ選べ。

アの解答番号は イの解答番号は ウの解答番号は

心身機能	身体系の生理的機能 (心理的機能を含む)
<input type="text" value="ア"/> 構造	器官、肢体とその構成部分などの、 <input type="text" value="ア"/> の解剖学的部分
活動	課題や行為の個人による遂行
<input type="text" value="イ"/>	生活・人生場面への関わり
<input type="text" value="ウ"/> 因子	人々が生活し、人生を送っている物的・社会的・態度的 <input type="text" value="ウ"/>
個人因子	個人の人生や生活の特別な背景

- 1 環境
- 2 参加
- 3 臨床
- 4 身体
- 5 社会

(4) 障がいのある幼児児童生徒に対する合理的配慮のうち、適切でないものの組み合わせはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 視覚障がいのある幼児児童生徒に対して、眩しさを防ぐために光の調整を可能にする設備としてブラインドやカーテン、スタンド等を設置する。

イ 聴覚障がいのある幼児児童生徒に対して、話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、拡大読書器を設置するなど、言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結びつきの弱さを補うための指導を行う。

ウ 知的障がいのある幼児児童生徒に対して、知的発達の遅れに応じて、文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語を使用した教材・教具を提供する。

エ 学習障がいのある幼児児童生徒が読み書きに時間がかかる場合は、文章を読みやすくするために体裁を変えたり、聴覚情報を併用して伝えたりする。

オ 肢体不自由のある幼児児童生徒が車いすによる移動がしやすいように、教室に字幕放送受信システムを整備する。

- 1 アーウ
- 2 イーウ
- 3 ウーオ
- 4 アーエ
- 5 イーオ

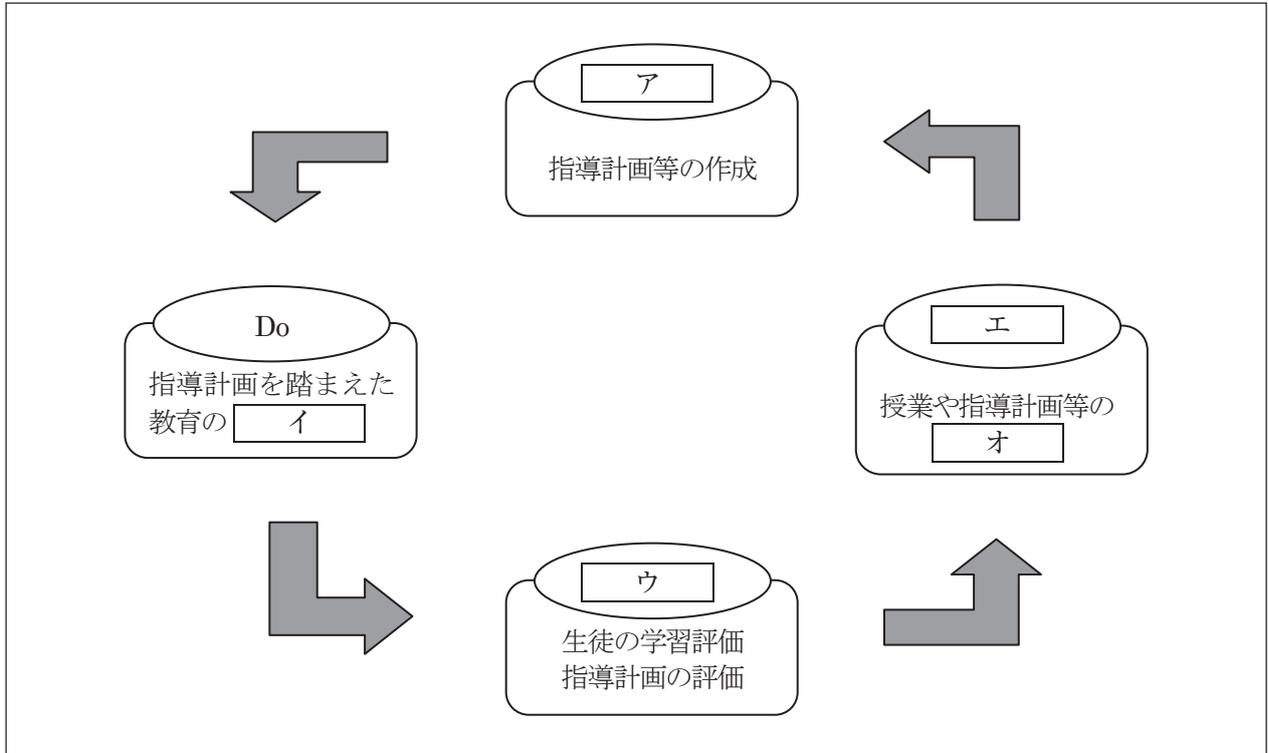
(5) 保護者の障がい受容過程について、ドローターの段階説 (Drotar, et al., 1975) では、生まれつき障がいのある子どもの保護者が障がいを告知されたときの情緒的な反応の変化過程を示している。その過程を正しい順番で並べたものはどれか。1～5 から一つ選べ。解答番号は

- 1 ショック → 否認 → 悲しみと怒り → 適応 → 再起
- 2 否認 → 悲しみと怒り → ショック → 適応 → 再起
- 3 悲しみと怒り → 否認 → ショック → 再起 → 適応
- 4 ショック → 悲しみと怒り → 否認 → 再起 → 適応
- 5 悲しみと怒り → ショック → 否認 → 適応 → 再起

(6) 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」(平成29年2月 大阪府教育委員会)に関する記述について、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 ヒヤリハットとは、重大な事故には至らないものの、事故に直結してもおかしくない一歩手前の事例のことである。
- 2 進級時には、前年度3学期に、食物アレルギー対応の継続について保護者に確認を行い、継続する場合は、学校生活管理指導表の提出を依頼する。
- 3 個別の取組みプランを検討・決定し、対応内容について保護者に了解を得た後、全職員に周知し共通理解を図る。
- 4 安全確保のために、多段階の除去食や代替食提供は行わず、原因食物を提供するかしないかの二者択一を原則的な対応とする。
- 5 学校に食物アレルギーを有する児童生徒がいない場合は、校内研修を実施する必要はない。

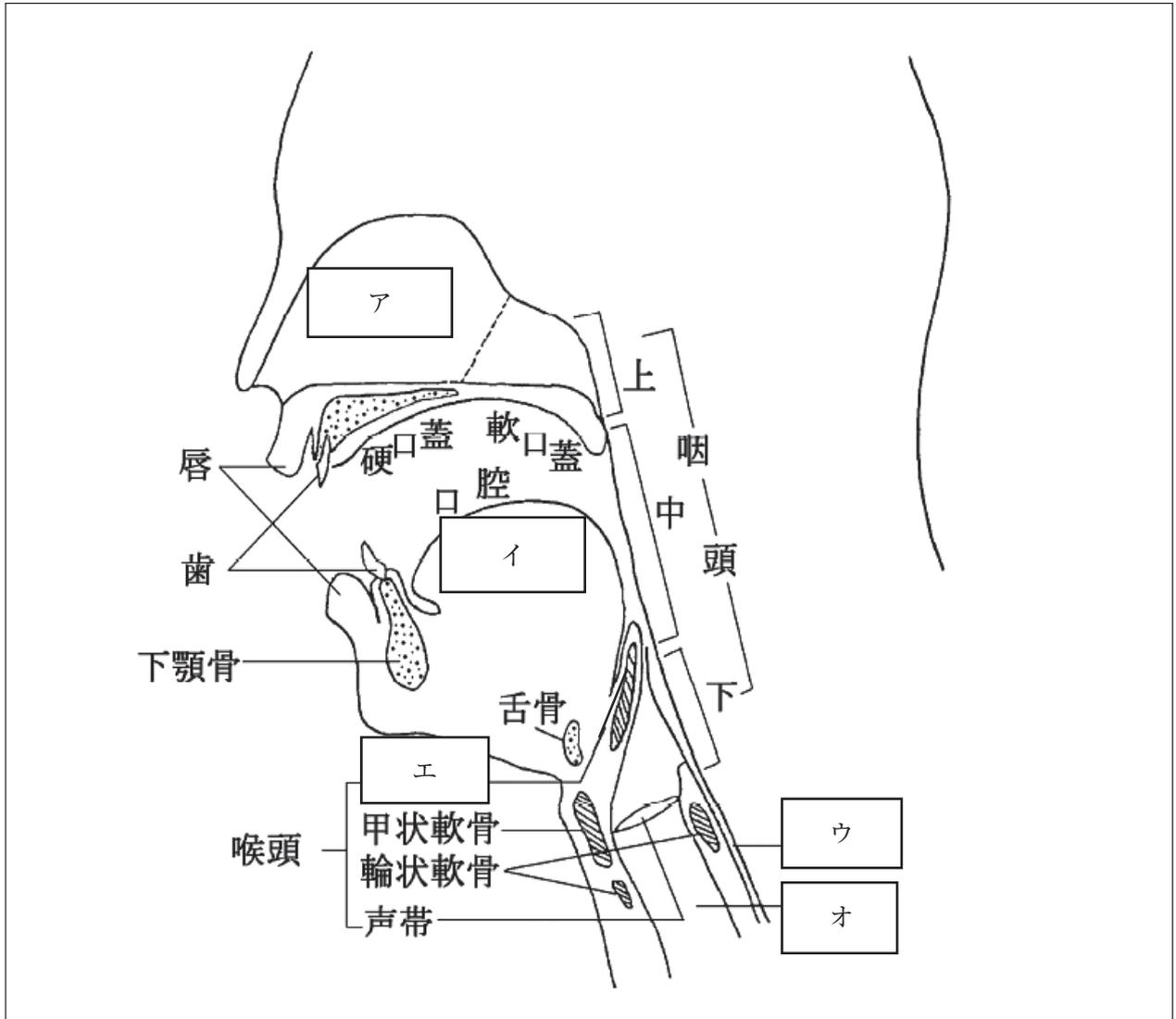
(7) 下の図は、P D C Aサイクルに基づいた学習指導と学習評価の過程を示したものである。空欄ア～オに入る正しい語句の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は



「支援の必要な子どものための授業づくりガイドブック」(大阪府教育センター 令和2年3月) より

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	Produce	実施	Check	Attention	配慮
2	Plan	達成	Change	Action	改善
3	Produce	達成	Check	Attention	配慮
4	Plan	実施	Check	Action	改善
5	Plan	実施	Change	Action	改善

(8) 下の図は、咽頭器官の運動に関する付属管腔、咽頭の正中断面を示したものである。空欄ア～オに入る正しい用語の組合せはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は



「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省) より

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	鼻腔	味蕾	食道	扁桃	気管
2	鼻腔	舌	気管	喉頭蓋	食道
3	口蓋	味蕾	食道	扁桃	気管
4	鼻腔	舌	食道	喉頭蓋	気管
5	口蓋	舌	気管	扁桃	食道

(9) 次のア～イは、「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省)に示されている脳性まひの神経症状による病型分類を説明したものである。それぞれの病型分類を1～5から一つ選べ。

アの解答番号は イの解答番号は

ア 頸部と上肢に不随意運動がよく見られ、下肢にもそれが現れる一群。不随意運動を主な特徴とするサブタイプと筋緊張変動を主な特徴とするサブタイプの二つがある。

イ 手や足、特に足のふくらはぎの筋肉等を他動的に引き伸ばすと抵抗感があり、円滑な運動が妨げられている状態を主な症状とする。

- 1 アテトーゼ型
- 2 固縮型
- 3 失調型
- 4 デュシェンヌ型
- 5 痙直型

3 各障がいの状態等に応じた教育に関する次の(1)～(7)の問いに答えよ。

(1)「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省)に述べられている、視覚障害のある子供の教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 立体図形複写装置とは、図表や文字等を特別な樹脂で加工された用紙に、凸線でコピーすることができる装置である。
- 2 弱視特別支援学級の指導において必要な設備等は、対象の子供や指導内容等は異なる場合があるものの特別支援学校(視覚障害)におけるものと同様である。
- 3 遠見視力は5 mの距離で、近見視力は30cm前後の距離で測定した視力のことである。
- 4 学校教育法施行令第22条の3で定められている特別支援学校(視覚障害)の対象となる障害の程度は、両眼の視力がおおむね0.7未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものである。
- 5 点字の教科書は、一般の検定済教科書を基に、写真や絵などを説明文に直したり、漢字の学習部分を差し替えたり、点字表記上の約束を加えたりするなど、点字での学習に適した内容に一部修正の上、点訳したものである。

(2)「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省)に述べられている、聴覚障害のある子供の教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 聴覚に障害のある子供は、聴力が全く失われていることはまれであって、多かれ少なかれ聴力を保有しているのが一般的である。したがって、その聴力の程度に応じて、補聴器等を活用して音や音声を聞く態度を身に付けさせることが必要である。
- 2 人工内耳の施術の場合には、術後、学校での相談・教育等で配慮の必要なケースも考えられ、病院などの関連機関との連携を密にして、必ず学校で共有し、聴覚の発達の遅れを取り戻す教育的対応を細かく行う。
- 3 指導に当たっては、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所 の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等) また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。
- 4 心理面・健康面の配慮としては、情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。また、通常の学級での指導に加え、聴覚に障害がある子供が集まる交流の機会の情報提供を行う。
- 5 音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等)

(3)「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省)に述べられている、知的障害のある子供の教育に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 特別支援学校(知的障害)には小学部、中学部、高等部等が設けられており、幼稚部を設けている学校もある。
- 2 作業活動を学習活動の中心にしながら、子供の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものを一般に「職場実習」という。
- 3 外国語活動については、特別支援学校(知的障害)の教育課程には設けられていない。
- 4 知的障害は、発達期以降の外傷性頭部損傷や高齢化などに伴う知的機能の低下とは区別され、発達期における知的機能の障害として位置付けられる。
- 5 特別支援学校(知的障害)小学部・中学部用の教科書としては、文部科学省の著作による国語、算数・数学、音楽の教科書が作成されており、基本的には、それらの教科書の使用義務がある。

(4) 「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月改訂 文部科学省)に述べられている肢体不自由のある子供に配慮する事項のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 話をするときには、それぞれの子供の目の高さに合わせるように努め、気持ちを伝えるようにする。
- 2 歩行を妨げたり、ぶつかったりしないよう注意する。
- 3 車いすを押す場合には、ゆっくり押すように心がける。また、前方に段差や坂道がないかをよく確かめ、急な下り坂では前向きに進むなど、状況に応じた安全な押し方をする。
- 4 身体の動きやコミュニケーションの状態に応じて、筆記やコンピュータへの入力等を助けるための補助用具を活用したやりとりを行うようにする。
- 5 車いすや杖等を使用する子供が階段や段差のあるところで困っている場合には、どうしたらよいかを尋ね、それぞれの子供に合った方法で援助する。また、必要に応じて周囲の人たちの協力を求め、安全な方法で介助するようにする。

(5) 「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月改訂 文部科学省)に述べられている病弱・身体虚弱のある子供に配慮する事項のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 活動に当たっては、保護者、担当医、教師の間で、また、場合によっては子供本人も含めて、個々の子供の病状や活動する際の注意事項を確認する。
- 2 てんかんや気管支ぜん息等の子供は、発作がないときには他の子供と同じ程度の活動が可能な場合があるが、病気があることを考慮し、発作がないときも学習活動を制限する。
- 3 病気によっては急に不調になることもあるので、活動中も体調の変化に十分に注意するとともに、個々の病状や体力に応じた活動を工夫する。
- 4 筋力低下や骨折等を伴うことが多い疾患のある子供については、無理な運動にならないように留意し、主体的な活動ができるように工夫する。
- 5 感染症にかかっていたり、体力や免疫力が低下していたりする場合は、ICTを活用したテレビ会議を行うなどの活動を積極的に取り入れるようにする。

(6)「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省)に述べられている、次の障害の状態等に応じた教育的対応に関する記述のうち、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 学習障害(LD: Learning Disabilities)とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。
- 2 学習障害のある子供については、就学してから、その学習上の困難が顕在化することが多く、文字や数字を扱う場面が少ない幼少期においては、周囲から気付かれる可能性は低い。
- 3 自閉症のある子供では、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、という3つの障害特性に加えて、感覚知覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択性、知能テストの項目に著しいアンバランスが見られることがある。
- 4 言語障害のある子供に正しい構音の仕方を習得させるための指導として、正しく構音できる音について、その母音を変えて目的の音を獲得する方法を聴覚刺激法という。
- 5 注意欠陥多動性障害の具体的な状態像のうち、衝動性とは、話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすることである。

(7) 「学校卒業後の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～」(平成31年4月 文部科学省)の記述について誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、従前からの特別支援教育の充実に加え、学校卒業後、生涯にわたり学ぶ機会の充実を図る必要がある。
- 2 障害者の中には、社会生活を送る上で様々な課題に直面し、一旦就職しても職場になじめず早期に離職する者もあり、生涯の各ライフステージにおいて生じる様々な課題や障害者本人の困り事の解決に向けた学習の場や、地域で仲間と過ごせる交流の場、職業的な学びを行うESD(持続可能な開発のための教育)の機会が求められている。
- 3 学校から社会への移行期や各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりに向けたモデル開発等に加え、地方公共団体を中心として、学びの場に関する情報収集・提供の推進を図る。
- 4 障害者の生涯学習の関係者を集めたコンファレンスを全国各地域(ブロック別)で開催し、本人による学びの成果発表や、学びの場づくりに関する先進事例の共有、学びの場の拡大に向けた研究協議等を行う。
- 5 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の充実を図るため、生涯学習分野における合理的配慮を推進するための調査研究を行う。

4 次の文を読んで、(1)～(4)の問いに答えよ。

B特別支援学校の中学部2年生に在籍しているA生徒は、a 小脳性運動失調症、知的障がいの診断を受けており、肢体不自由と知的障がいを併せ有する。歩行は安定せず見守りが必要であるが、補助具等は使用していない。身辺処理もほぼ自立しており、排せつ、食事、入浴は一人でできる。b 感音難聴、構音障害もあり、話し掛けられて聞き返したり、聞き取りにくい発音をしたりすることもあるが、質問に対して適切に答えることができる。

A生徒は、小学6年生までは地域の小学校の通常の学級に在籍し、中学進学時にB特別支援学校中学部に入学した。知的障がいのある児童生徒に教育を行う特別支援学校のc 各教科を合わせた指導を主に行う教育課程で学習している。国語では漢字や平仮名を使って文章を書くことができ、小学4年生程度の読み取りができる。また、数学では分数や小数の計算をすることもできる。

高校卒業までに、小学校高学年程度の学力と生活力を身につけることを目標としており、特に「歩行の安定」「自己の理解」「状況に応じたコミュニケーション能力を高める」「学校や家庭での役割（洗濯物たたみや買い物等）に興味をもつ」学習を重点的に行っている。

保護者と本人の「小学校時代からの友人と今後もつながっていきたい。また、共に学びたい。」という願いから、中学1年生のときからC中学校での居住地校交流を年2回行っている。居住地校交流では、d 自分から友達に話し掛けたり、友達の関わりに応えたりすることができるようになることを目標に、終日、C中学校の生徒と同じように活動している。

(独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築データベース」から作成)

- (1) 下線部 a 「小脳性運動失調症」の症候を3つあげよ。
- (2) 下線部 b 「感音難聴」について、次の問いに答えよ。
 - ① 感音難聴と伝音難聴の障害部位をそれぞれ2つ記せ。
 - ② 感音難聴のきこえの特徴を記せ。
- (3) 下線部 c 「各教科を合わせた指導」のうち、合科的な指導について簡潔に説明せよ。
- (4) 下線部 d 「自分から友達に話し掛けたり、友達の関わりに応えたりする」ことを指導目標とした自立活動の個別の指導計画を作成するにあたり、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年4月告示)の「第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に示されている、具体的な指導内容を設定する際に考慮することを3点記せ。

